

【令和6年度入学対象】母子父子寡婦福祉資金の「予約貸付の申請」について

青森県では来春進学を希望するひとり親家庭等のお子さんを対象に、下記期間中、入学時に必要な経費の貸付申請を受け付けます（予約貸付の申請）。

1 貸付の対象

ひとり親家庭または寡婦の扶養する子、父母のない子

2 貸付資金の種類・貸付限度額

貸付する資金の種類・貸付限度額は一覧（裏面）のとおり

3 償還（返済）期間及び据置期間

一覧（裏面）のとおり

4 利子

無利子（ただし、支払期限を過ぎた場合は年3%の違約金を別途請求します。）

5 申請受付期間

令和5年11月1日（水）～令和6年1月31日（水）

6 留意事項

- ① 申請は親が借主となって行い、進学児童は連帯借主となります。
また、申請にあたっては連帯保証人が必要です（連帯保証人をつけるのが難しい場合は要相談）。
- ② 貸付は、親・児童・連帯保証人に面接調査を行い、審査会を経て決定します。
貸付金額は審査の上決定しますので、必ずしも希望の金額を確約・貸付するものではありません。
- ③ 予約貸付が決定した場合、仮決定として通知します。実際の資金の支払は、就学支度資金は合格通知書（写し）、修学資金は在学証明書（原本）等仮決定後に求める所定の書類を全て提出した後になります。進学先の指定する入学金、授業料等の納付日までに支払うことを保証するものではありませんので、予めご了承ください。
- ④ ほかの奨学金とも併用可能です（青森県育英会の奨学金とは併用不可）。ただし、他奨学金の支給額により、母子父子寡婦福祉資金の貸付金額を、貸付決定後に調整させて頂くことがあります。

7 申請受付先

上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室（上北地方福祉事務所）へ電話連絡の上、お申し込みください。お電話の際は「ひとり親家庭の予約貸付（よやくかしつけ）の申請について」とお伝えください。

上北地域県民局地域健康福祉部
福祉こども総室（上北地方福祉事務所）
母子父子寡婦福祉資金担当
住所：上北郡七戸町字蛇坂55-1
電話：（0176）62-2145



《貸付資金等一覧》

1 就学支度資金（入学時に必要な入学金・制服の購入等に要する資金）

学 校 種 別		貸付限度額		据置期間	償還期間
小学校に入学する場合（所得税非課税世帯のみ）		64,300円			
中学校に入学する場合（所得税非課税世帯のみ）		81,000円			
公立の高等学校・専修学校（高等課程・一般課程）、修業施設（中卒者）	自 宅	150,000円			
	自宅外	160,000円			
私立の高等学校・専修学校（高等課程）に入学する場合	自 宅	410,000円			
	自宅外	420,000円			
国公立の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に入学する場合	自 宅	410,000円			
	自宅外	420,000円			
私立の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に入学する場合	自 宅	580,000円			
	自宅外	590,000円			
大学院に入学する場合	国公立	380,000円			
	私立	590,000円			
修業施設（中卒者以外）	自 宅	272,000円			
	自宅外	282,000円			

2 修学資金（高校・大学等の授業料・書籍代・通学等に要する資金）

学 校 種 別			貸付限度額(月額)	据置期間	償還期間
高等学校	国公立	自 宅	27,000円		
		自宅外	34,500円		
専修学校（高等課程）	私立	自 宅	45,000円		
		自宅外	52,500円		
高等専門学校	国公立	自 宅	31,500円		
		自宅外	33,750円		
	私立	自 宅	48,000円		
		自宅外	52,500円		
専修学校（専門課程）	国公立	自 宅	67,500円		
		自宅外	78,000円		
	私立	自 宅	89,000円		
		自宅外	126,500円		
短期大学	国公立	自 宅	67,500円		
		自宅外	96,500円		
	私立	自 宅	93,500円		
		自宅外	131,000円		
大 学	国公立	自 宅	71,000円		
		自宅外	108,500円		
	私立	自 宅	108,500円		
		自宅外	146,000円		
大 学 院	修士課程		132,000円		
	博士課程		183,000円		
専 修 学 校（一般課程）			52,500円		5年以内

3 修業資金（就職に必要な知識技能の習得に要する資金）

貸付期間	貸付限度額(月額)	据置期間	償還期間
知識技能を習得する期間中 5年を超えない範囲内	68,000円	知識技能習得後1年	20年以内

※ 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校において、「高等教育の修学支援新制度」による授業料減免又は給付型奨学金の対象となる場合は、新制度による入学金、授業料の減免額を控除した額を限度として貸付を行います。

本資金貸付後に新制度対象となった場合は、貸付を受けた金額から減免額相当額を速やかに償還していただきます。

令和6年度入学に係る母子（父子・寡婦）福祉資金予約貸付実施要領

1 予約貸付の対象

ひとり親家庭の親が扶養する児童、寡婦が扶養する子及び父母のない児童が、2に定める学校等に入学（入所）を希望する場合です。

2 予約貸付のできる資金の種類

予約貸付のできる資金の種類は、次のとおりです。

大学、短大、高等学校、専修学校については、貸付限度額に注意が必要です。

また、「8 高等教育の修学支援新制度との関係について」を確認してください。

(1) 修学資金（各学校に修学するための授業料・書籍代・通学等に要する資金）

学 校 種 別			貸付限度額(月額)	据 置 期 間	償 還 期 間
高 等 学 校 専 修 学 校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000円	当 該 学 校 卒 業 後 6 か 月	20 年 以 内
		自宅外通学	34,500円		
	私 立	自宅通学	45,000円		
		自宅外通学	52,500円		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500円		
		自宅外通学	33,750円		
	私 立	自宅通学	48,000円		
		自宅外通学	52,500円		
専 修 学 校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500円		
		自宅外通学	78,000円		
	私 立	自宅通学	89,000円		
		自宅外通学	126,500円		
短 期 大 学	国公立	自宅通学	67,500円		
		自宅外通学	96,500円		
	私 立	自宅通学	93,500円		
		自宅外通学	131,000円		
大 学	国公立	自宅通学	71,000円		
		自宅外通学	108,500円		
	私 立	自宅通学	108,500円		
		自宅外通学	146,000円		
大 学 院	修士課程		132,000円		
	博士課程		183,000円		
専 修 学 校 (一般課程)			52,500円		5年以内

(2) 修業資金（就職するために必要な知識技能の習得に要する資金）

貸付期間	貸付限度額	据置期間	償還期間
知識技能を習得する期間 中5年を超えない範囲内	月額 68,000円	知識技能習得後 1年	20年以内

(3) 就学支度資金（就学、修業する際の入学金、被服等の購入に要する資金）

学校種別	貸付限度額		据置期間	償還期間
小学校に入学する場合 (所得税非課税の場合対象)	64,300円		当 該 学 校 卒 業 後 6 か 月	20年 以内 専修学校一般課程、 修業施設は5年以内
中学校に入学する場合 (所得税非課税の場合対象)	81,000円			
公立の高等学校、専修学校（高等課程及び一般課程）に入学する場合、中卒者が修業施設に入所する場合	自宅	150,000円		
	自宅外	160,000円		
私立の高等学校、専修学校の高等課程に入学する場合	自宅	410,000円		
	自宅外	420,000円		
国公立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程に入学する場合	自宅	410,000円		
	自宅外	420,000円		
私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程に入学する場合	自宅	580,000円		
	自宅外	590,000円		
大学院に入学する場合	国公立	380,000円		
	私立	590,000円		
修業施設（中卒者以外）に入所する場合	自宅	272,000円		
	自宅外	282,000円		

3 申請先

予約貸付の申請先は、上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室（上北地方福祉事務所）です。

【申請者が用意する書類等】

①申請者及び子の戸籍

・申請する母又は父と、子の戸籍が分かれている場合は、それぞれ必要。

②児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費受給資格証

③修学経費の分かる資料（入学案内等）

④申請者及び同居人全員の収入を確認できる書類（源泉徴収票等）

⑤連帯保証人の収入を確認できる書類（所得課税証明書等）

⑥貸付金を振り込む預金口座

⑦印鑑

⑧所得税・非課税証明書（小・中学校の就学支度資金申請者のみ）

⑨申請者の個人番号カード（個人番号カードがない場合は次の①と②を両方用意）

①通知カード ②運転免許証またはパスポート

※就学支度資金と修学資金等2つの資金を借りの場合でも準備する書類はそれぞれ1部です。

4 受付期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月31日（水）までです。

申請書の提出後、受付期間内に上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室（上北地方福祉事務所）において申請者と進学を希望する児童との面接を実施します。

また、申請者と児童の面接後に当該貸付金の連帯保証人についても面接を実施します。

5 貸付の決定

申請者・児童・連帯保証人に面接を実施した後、貸付の適否について仮決定を行います。

就学支度資金については、合格通知書の写しの提出による合否確認後（複数校受験の場合は入学先決定後）に本決定を行います。

修学資金及び修業資金については、4月1日以降に在学証明書（原本）の提出後に本決定を行います。

6 資金の貸付

(1) 就学支度資金及び修学・修業資金の初回の支払日

借用証書提出後に別に定める受理日に相当する日に貸付金を支払います。

(2) 修学・修業資金（継続分）の支払日

下表に相当する月の21日（21日が金融機関の休業日の場合は直前の営業日）に支払います。

支払対象月	支払月
4～ 6月分	4月
7～ 9月分	7月
10～12月分	10月
1～ 3月分	1月

7 他の奨学金との調整

日本学生支援機構等の他の奨学金制度と併用が可能（青森県育英会とは併用不可）です。併用する場合、支給額により、当該貸付の金額を調整させて頂くことがあります。

8 高等教育の修学支援新制度との関係

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校において、「高等教育の就学支援新制度」による授業料減免又は給付型奨学金の対象となる場合は、新制度による入学金、授業料の減免額を控除した額を限度として貸付を行います。

本資金貸付後に新制度対象となった場合は、貸付を受けた金額から減免額相当額を速やかに償還していただきます。